日医発第114号(健Ⅱ)
令和７年４月９日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
渡　辺　弘　司
濵　口　欣　也
（公印省略）

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について(情報提供)

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施については、令和６年４月２日付（日医発第41号(健Ⅱ)）において、お知らせしております。

本事業は、妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に出産ができる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までのタクシー代などの交通費及び出産時の入院前に近隣の宿泊施設で待機するためのホテル代などの宿泊費を助成するため令和６年度予算において創設された事業であり、令和７年度においても継続して実施することから、今般、こども家庭庁、厚生労働省の連名で各都道府県知事等に通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

なお、同通知の改正点は、別紙実施要綱８留意事項の伴走型相談支援で実施する妊娠届出時や妊娠後期の面談等の事業（予算）名の変更のみとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び貴会会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和７年４月４日

（別紙 関係団体）　御中

こども家庭庁成育局母子保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について（情報提供）

平素より、母子保健行政及び厚生労働行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に出産ができる環境を全国で実現するため、令和６年度予算において、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までのタクシー代などの交通費及び出産時の入院前に近隣の宿泊施設で待機するためのホテル代などの宿泊費を助成するための事業を創設し、令和７年度も継続して実施いたします。

本日、地方自治体宛に別添２のとおり「「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」の一部改正について」（令和７年４月４日付こども家庭庁成育局長・厚生労働省医政局長連名通知）を発出しましたので、情報提供いたします。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

（別紙）

公益社団法人　日本医師会
公益社団法人　日本産婦人科医会
公益社団法人　日本産科婦人科学会
公益社団法人　日本看護協会
公益社団法人　日本助産師会
公益社団法人　日本新生児成育医学会
一般社団法人　日本周産期・新生児医学会

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

成育局 母子保健課

令和７年度予算　3.5億円（4.7億円）【令和６年度創設】

事業の目的

○ 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

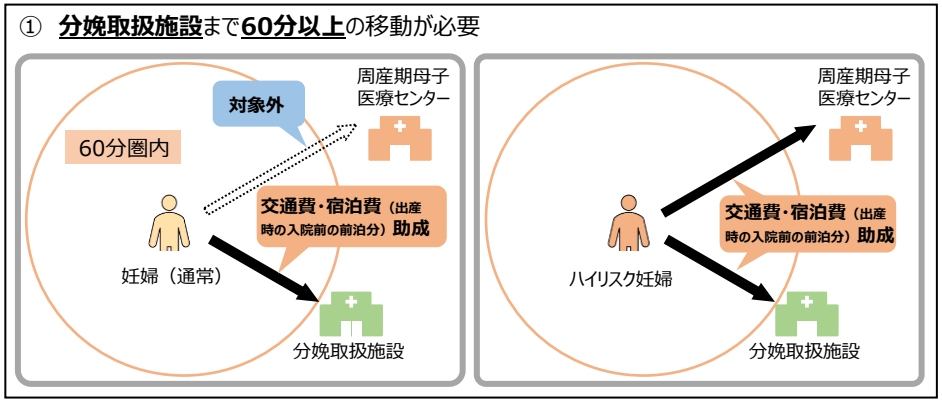
◆ 対象者

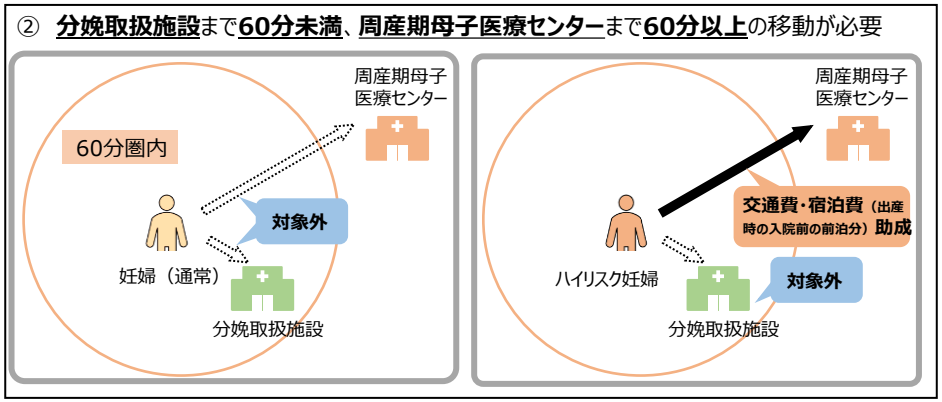
自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

◆ 内 容

① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）

② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。





(留意事項)本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村
◆ 補助率　：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

① **交通費（往復分）**　：**移動に要した費用**（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成（※２割は自己負担）

② **宿泊費（上限14泊）**　：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※１泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

別添２

こ 成 母 第 ９０ 号
医政発 0401 第３号
令和６年４月１日
一部改正 こ 成 母 第 ４２７ 号
医政発 0404 第１号
令和７年４月４日

都道府県知事
各市町村長殿
特別区長

こども家庭庁成育局長
（公印省略）
厚生労働省医政局長
（公印省略）

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について

標記について、今般、別紙のとおり「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」を定め、令和６年４月１日から適用することとされたので通知する。

ついては、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱

1　事業目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2　実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3　対象者

本事業による助成の対象者は、以下の（１）または（２）に該当する妊婦とする。

（１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

（２）医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

4　事業内容

以下の（１）または（２）を実施することとする。

（１）３（１）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①　交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

②　宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替える

こととする（以下同じ。）。

（２）３（２）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①　交通費

当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

②　宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。

５　概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦」とは、３（１）または（２）に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね６０分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

６　交通費及び宿泊費の助成額の算出方法

交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。

①　交通費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額とする。

②　宿泊費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり 2,000 円を控除した額とする。

７　国の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

８　留意事項

ア　市町村は、妊婦等包括相談支援事業で実施する妊娠届出時や妊娠後期の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

イ　本事業による妊婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン（６に定める助成額の割引が受けられるもの）をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

　なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

ウ　本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。